

八尾市水道局建設工事請負業者等級別格付基準

(主旨)

第1条 八尾市水道局契約規程（昭和47年八尾市水道局管理規程第3号。以下「規程」という。）第3条の資格審査に関しては、別に定めがあるもののほか、この工事請負業者等級別格付基準（以下「基準」という。）の定めるところによる。

(業種)

第2条 この基準により等級別格付を行う業種は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「業法」という。）第3条第2項において定められた建設工事の種類のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事とする。

(点数)

第3条 等級別格付に使用する点数は、規程第3条第1号に規定する事項について審査した点数とし、資格審査基準日において、業法第27条の23第2項の規定に基づく経営事項審査の結果通知書（以下「通知書」という。）の審査基準日から1年7月を過ぎていない通知書の総合数値とする。

2 会社更生法及び民事再生法に基づく更生（再生）手続開始の決定を受けた場合は、更生手続開始決定日を審査基準日とする通知書の提出により、再度格付を行うものとする。

(格付調整)

第4条 国における経営事項審査制度の改正等により、特に必要があると認められるときは、格付の調整をすることができる。

附 則

- 1 この基準は、平成12年6月1日から適用する。
- 2 八尾市水道局建設工事等指名競争入札資格審査基準（昭和57年制定）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から適用する。